平成２３年度　第４回　新潟市地域包括支援センター運営協議会

次　　第

平成２３年１０月６日（木）午後２時３０分～
新潟市役所　第２分館４階　２－４０４会議室

１　開　会

２　議　事

（１）平成２２年度地域包括支援センター業務評価の実施結果について

（２）その他

３　閉　会

資　料　１
平成２３年度　第４回
新潟市地域包括支援センター運営協議会
平成２３年１０月６日開催

平成 22 年度新潟市地域包括支援センター業務評価の実施結果について

１　業務評価の目的及び内容

市が委託する包括的支援事業に関する実施状況を評価し，適切に業務が行われていることを確認すること，事業者自身の業務推進をはかるための機会とするとともに事業委託を継続していく際の資料とすることを目的としています。

評価内容としては，包括的支援事業である主な４事業の業務及びその業務の共通基盤となる地域での他機関連携，そして運営体制を加えた６項目を大項目とし，以下のように中項目と小項目を設定しています。

＜評価内容＞

大　項　目	中　項　目	小　項　目
Ⅰ 運営体制	１ 地域包括支援センター業務推進体制	１ 事業計画について
		２ 事業報告について
		３ 三職種の連携
		４ 個人情報取り扱い
		５ 職員の資質向上
Ⅱ 総合相談支援業務	２ 総合相談支援業務体制	６ ワンストップサービスの役割の実施
		７ 継続的・専門的支援
Ⅲ 権利擁護業務	３ 権利擁護業務体制	８ 権利擁護の啓発
		９ 高齢者虐待対応
Ⅳ 包括的･継続的ケアマネジメント支援業務	４ ケアマネジャー個別支援・相談業務	10 ケアマネジャー個別支援
	５ 包括的・継続的ケアマネジメント体制構築業務	11 包括的・継続的なケアを可能にする体制づくり
Ⅴ 介護予防ケアマネジメント業務	６ 特定高齢者に関するケアマネジメント業務	12 特定高齢者の介護予防の実践
Ⅵ 地域での他機関連携	７ 地域での包括支援ネットワーク構築	13 総合相談や包括的支援のための圏域のネットワーク構築と活用

２　業務評価の実施期間

平成 23 年 7 月 1 日～8 月 31 日

３　業務評価実施方法

「新潟市地域包括支援センター業務評価表」による、業務委託法人による自己評価及び市によるヒアリングを含む評価を実施します。

4　業務評価の結果　　資料２参照

(1) 評価実施センター　　27 センター

(2) 総合評点の分布

※（自己評価点数×３）＋（市評価点数×７）＝６５０点満点

総合評点	施設数			備　　考
	H22 年度	H21 年度	H20 年度	
520 点以上	27	24	14	達成 80%（評価「４」）平均以上
455 以上～520 未満	0	1	8	達成 70%（評価「3.5」）平均以上
390 以上～455 未満	0	2	2	達成 60%（評価「３」）平均以上
390 点未満	0	0	0	達成 60%（評価「３」）平均未満

※H20 年度は，26 センターの評価を実施したが，終了の２センターは該当しない項目があるため，比較する場合の集計からは除外してある。

	H22 年度	H21 年度	H20 年度
平　均　点	**595 点 ／ 650 点**	**560 点 ／ 650 点**	**526 点 ／ 650 点**
最　高　点	**630　点**	**630　点**	**594　点**
最　　低	**537　点**	**420　点**	**453　点**

○総合評価点数は，13 項目の自己評価点数と市評価点数の合計した評価結果となっており，平均点の経年比較をしてみると，H20 年度 526 点、H21 年度 560 点、H22 年度 595 点と増加しています。

○総合評価点数では、最高 630 点、最低 537 点とセンター間での差が 93 点見られますが、H20 年度の差 141 点（最高 594 点、最低 453 点）、H21 年度の差 210 点（最高 630 点、最低 420 点）と比較して縮小した状況となっています。520 点未満であったセンターの改善が図られ，活動での質の底上げが進んでいるものと考えています。

○市評価の中で，「小項目評価段階の分布」については，「5」が 220 件，「4」が 109 件，「3」が 20 件で，全 351 件中「3」以上は，349 件，99.4%を占めています。また，全 27 センターの平均は 4.6 点であり，H20 年度 4.1 点、H21 年度 4.3 点と比較して増加しており，全体として概ね適正に運営されていると認められます。

○13 小項目中 12 項目で昨年度を上回っており、各地域包括支援センター活動が年々充実していることの表れといえます。また、平均点 4.6 点を上回る項目は，3)三職種の連携，5)職員の資質向上，6)ワンストップサービスとしての役割の実施，8)高齢者虐待対応，10)ケアマネジャー個別支援，13）圏域のネットワーク構築となっており，３職種が協力して地域に入りこんでの活動に力を入れていることがわかります。事業開始して５年を経過して、活動の達成状況、課題、今後の取組みについて考え、活動目標の設定を行っての活動展開ができるようになったこと、地域のネットワークづくりに取り組むことができるようになったといえます。

○実績を積み重ねる中で全センターが平均 4.0 以上となった状況を踏まえると，さらに，地域包括支援センターに求められている役割を適切に評価できるよう，内容の検討を行う必要があると考えます。

(3) 項目別 評価結果について

① 大項目Ⅰ 運営体制（小項目 1～5）

業務推進体制として，事業報告において達成状況や評価をした上での事業計画を作成すること，三職種が連携していくこと，個人情報保護，職員の質向上に努めることを評価するもので，全項目で評価平均点が４点以上となり、活動を経年でとらえ評価しながら計画を立てるサイクルになってきたといえます。その実現のためには、内部の連携と職員の資質向上が重要ですが、両項目ともに高い評価点となっています。

３職種の連携での具体的なものとしては，定例のミーティングや包括内部の事例検討等を通しての情報共有と各専門職が協力した支援に努めている状況が増えています。

② 大項目Ⅱ 総合相談支援（小項目 6・7）

全体の相談件数は増加しており、民生委員、ケアマネジャー等との関係づくり、一般への地域包括支援センターの周知がすすみつつあり、相談が多くつながってきている状況がみられています。住民からの相談、関係機関からの相談ともに増加しており、地域の相談・支援機関として信頼されてきていることが伺えるものです。

小項目 6 に関しては、地域包括支援センターがワンストップサービス機関として機能するための活動として、高齢者の実態把握、個別訪問、関係者への包括支援センターのＰＲ、関係者の把握・関係づくりを評価するもので、評価平均点は 4.8 点となっており，H21 年度の平均 4.4 点からさらに 0.4 点の増加となりました。

また，小項目 7 に関しては，個々の相談支援を適切に行っているかをみるもので，評価平均点は 4.5 点となっており，当項目も H21 年度の平均 4.1 点から 0.4 点増加しています。

両項目ともに 0.4 点増加は、最も向上した項目の一つです。

③ 大項目Ⅲ 権利擁護（小項目 8・9）

権利擁護の啓発状況について評価する 2 項目です。

啓発状況をみる小項目８の評価平均点は、H21 年度の 4.1 点から比較して 0.7 点増加して 4.8 点となり 13 項目中で最も増加した項目です。

高齢者虐待防止、消費者被害防止、成年後見制度等の権利擁護啓発については、一般向け、ケアマネジャー等向けのものと多く（P4 啓発活動状況参照）、社会福祉士を中心とし包括内職員が協力しての取り組みが広がっていますし、区内の地域包括支援センターが協働しての活動も増えています。

＜一般向けの啓発活動状況＞

・老人クラブ，地域の茶の間，サロン，民生委員会議，自治会，コミ協，競馬場，介護教室等で権利擁護や消費者被害防止の寸劇や学習会，情報提供（消費者被害啓発では，消費生活センター講師に活用の場合あり）
・地域ケア会議において，消費者被害防止，高齢者虐待防止の学習
福祉連絡会で成年後見制度等学習
・区報や包括広報紙に，消費者被害，高齢者虐待防止等権利擁護の関する記事掲載で予防の啓発
・認知症サポーター養成講座の際に成年後見制度，日常生活支援事業の説明。また，地域密着型サービス運営推進会議で権利擁護の啓発。
・高齢者見守りのチラシを圏域内全戸配布
・国民生活センターの「見守り新鮮情報」リーフレット活用

＜ケアマネジャー等向け啓発活動状況＞

・介護サービス事業所対象，ケアマネジャー対象にそれぞれ高齢者虐待防止の研修会：北区４包括，他
・ケアマネ研修会実施（生活保護の認識を深め権利擁護の視点とケアマネジメントの専門性を高めた）東区３包括
・ケアマネジャー対象に高齢者虐待防止の研修会：中央区４包括，他
・ケアマネジャー，サービス事業所，医療相談員対象に高齢者虐待防止学習会実施：南区３包括
・ケアマネジャー対象に成年後見制度の学習会実施：南区３包括，他
・ケアマネジャー、サービス事業所対象に高齢者虐待防止の勉強会実施（県社会福祉士会高齢者虐待対応専門職チーム講師）：西蒲区４包括
・国民生活センターの「見守り新鮮情報」リーフレット活用し，ケアマネジャーや小規模多機能型事業所へ情報提供
・グループホーム職員対象に「身体拘束防止」の勉強会実施

④　大項目Ⅳ　包括的・継続的ケアマネジメント支援（小項目 10・11）

小項目 10 では、ケアマネジャーへの個別支援を評価するもので、評価平均点は 4.8 点と高く、ケアマネジャー支援としてケアマネジメント向上のための「事例検討会」や「学習会」、個別相談を通して、ケアマネジャーの相談機関としての役割を担っています。ケアプラン作成担当のケアマネジャーは当該圏域に留まらないことからも区内のセンターが合同開催の形も増えてきている状況もあります。

また、小項目 11 では、地域の包括的・継続的なケアを可能にするための体制づくりについて評価するもので、地域の関係者とケアマネジャーの連携支援を継続してすすめています。(P5 支援状況参照)

※圏域ケア会議に関しては、⑥大項目Ⅵで記載。

＜支援状況＞

・事例検討会，事例研究会，困難事例検討会，サービス開発事例検討会開催
・施設系ケアマネジャーの困難事例検討会
・ケアマネジャー対象の勉強会，研修会，シンポジウム，広報紙発行
・ケアマネジャー連携会議，ケアマネジャー定例会，新人ケアマネ交流会開催
・ケアマネとサービス事業所対象の勉強会，研修会
・ケアマネ事業所訪問懇談，主任ケアマネ情報交換会，事例検討会
・ケアマネ・民生委員交流会開催
・ケアマネ連絡会開催支援
・北区３包括合同：部門別会議の開催、研修会（医療機関との連携、認知症センター方式、メンタルヘルス）
・東区３包括合同：研修会（生活保護）
・中央区４包括合同：研修会（高齢者虐待）
・秋葉区３包括合同：
　・事業所支援委員会で、通所サービス事業所情報交換会，短期入所系サービス情報交換会、訪問介護サービス事業所へのアンケート
　・主任介護支援専門員部会でシンポジウム「退院時の連携について共に考える」
・南区３包括合同：
　・みなふくねっと支援班：区内サービス事業者の「みなふくねっと」活動支援
　・権利擁護班：学習会
　・主任介護支援専門員・居宅連絡会支援班：区居宅連絡会開催支援
・西蒲区４包括合同：メンタルヘルス、高齢者虐待勉強会

⑤　大項目Ⅴ　介護予防ケアマネジメント（小項目 12）

特定高齢者へのかかわりを見るもので、介護予防事業の効果を担当者が実感してすすめてきており、主治医へ事業概要や事業参加結果を説明していく係わりや、事業参加希望がない特定高齢者への訪問を行なったり、事業担当者と同行訪問する等の取り組みで事業参加を促進する工夫が多くなっています。しかし、事業参加数は伸び悩み、さらに介護予防への啓発活動と関わりの充実を要しています。

⑥　大項目Ⅵ　地域での機関との連携（小項目 13）

H20 年度から地域ケア会議を開始したセンターも増え､コミュニティ協議会､自治会、社会福祉協議会など地域の多くの組織と関係を深め、地域の様々な社会資源を活用できるような協力体制を作っていく活動をすすめています。地域の包括ケアのためのネットワーク構築に関しては長期的な取り組みであり、今後も継続して活動の充実努めていきます。

平成２２年度主な取組みとして、
○地域の茶の間等の地域の高齢者が集まる場、商店、銀行、医療機関、薬局、美容院、駐在所等へのＰＲ活動の継続と拡大をすすめています。

○生活圏域内の民生委員協議会に出席し、地域包括支援センターの役割を周知するだけでなく、ケースに関する意見交換や情報交換の実施も行い、相互の役割を発揮できるよう努めています。

○老人会、地域の茶の間、社会福祉協議会事業、地域の事業・イベント、サークル・ボランティア活動等に参加し、地域包括支援センターのＰＲ、情報交換、高齢者情報把握等に努めています。

○自治会・コミュニティ協議会への会議参加、自治会長・コミ協からのケア会議参加、認知症サポーター養成講座開催等を通して関係づくりがすすんできています。

○サービス事業所間のネットワークづくりや研修，ケアプランと援助計画の連動等をすすめています。

○圏域高齢者ケア会議の開催

各地域包括支援センターが主催して年１～４回を開催し，地域の高齢者の課題検討や取り組み，社会資源の情報交換等をすすめています。

- 地域の課題共有と解決に向けての意見交換，課題解決のためのあり方会議
- 地域の課題を検討。課題の一つ「雪かき」について検討
- ケアマネジャーや地域の既存社会資源の確認，地域の課題を抽出、整理
- 高齢者虐待について、困難ケースの連携について，後見人制度について
- 地域で感じる問題について
- 高次脳機能障害相談支援センターの事業説明、症状と関わり方について
- 認知症サポーター養成講座
- 認知症の人が起こすトラブルと対応について
- 「❝認知症を理解し予防・見守りのできる地域❞の実現のための取り組み」過去４年間取組の振り返りと新たな取り組みについて
- 振込詐欺防止策と起った事例と傾向，消費者被害についての課題検討
- 高齢者の見守りネットワークについて，緊急時の対応について話し合い
- サービス事業者のネットワーク構築、ケアマネジャーとの連携について
- 認知症の方を地域で支援するために，認知症の方を地域で支援するために
- あなたが行っている地域への働きかけはどんなこと，地域住民と福祉関係者が近づくためにできること
- 緊急対応した独居高齢者の検証と地域見守り体制について
- 要支援高齢者をめぐるネットワークづくりについて
- サロンの存続について・地域の防災について・高齢者の安全を守るためにと題して県警の講演
- 高齢者のくらしや住まいと題して作業療法士の講演・高齢者を取り巻く実態や状況について
- 司法書士を講師に「成年後見制度」の学習と地域の実情意見交換・事例検討、各種制度の勉強会、サービス事業者や行政関係機関との情報交換

平成22年度　新潟市地域包括支援センター業務評価の結果

資　料　２
平成２３年度　第４回
新潟市地域包括支援センター運営協議会
平成２３年１０月６日開催

Ⅰ　評価結果

※　評価基準　　5:かなり上回る　4:やや上回る　3:標　準　2:やや下回る　1:かなり下回る

※　総合評点　　650点満点＝（自己評価点数×3）＋（市評価点数×7）

区			北　区			東　区			中央区				江南区			秋葉区			南　区			西　区				西蒲区				平　均	平成21年度　平均	平成20年度　平均
NO			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27			
地域包括支援センター名			地域包括支援センター―阿賀北	地域包括支援センター―くずつか	地域包括支援センター―上土地亀	地域包括支援センター―山の下	地域包括支援センター―木戸・大形	地域包括支援センター―石山	地域包括支援センター―関屋・白新	地域包括支援センター―ふなえ	地域包括支援センター―宮浦東新潟	地域包括支援センター―姥ケ山	地域包括支援センター―大江山・横越	地域包括支援センター―かめだ	地域包括支援センター―曽野木両川	地域包括支援センター―にいつ日宝町	地域包括支援センター―新津	地域包括支援センター―こすど	地域包括支援センター―しろね北	地域包括支援センター―しろね南	地域包括支援センター―あじかた	地域包括支援センター小新・小針	地域包括支援センター坂井輪	地域包括支援センター―黒埼	地域包括支援センター赤塚	地域包括支援センター―西川	地域包括支援センター―中の口潟東	地域包括支援センター―巻	地域包括支援センター―岩室			
総合評価　（A＋B／650）			630	620	607	610	630	620	577	620	574	550	537	580	600	620	597	610	556	590	613	620	620	610	597	560	543	560	620	**595**	**560**	**526**
法人自己評価	点数/65		63	62	60	61	63	62	57	62	56	55	53	58	60	62	59	61	57	59	62	62	62	61	59	56	55	56	62	59	55	51
	A/換算		189	186	180	183	189	186	171	186	168	165	159	174	180	186	177	183	171	177	186	186	186	183	177	168	165	168	186	178	165	154
市評価	点数/65		63	62	61	61	63	62	58	62	58	55	54	58	60	62	60	61	55	59	61	62	62	61	60	56	54	56	62	59	56	53
	B/換算		441	434	427	427	441	434	406	434	406	385	378	406	420	434	420	427	385	413	427	434	434	427	420	392	378	392	434	417	395	372
	小項目評価段階の分布	5	11	10	10	9	11	10	7	10	4	4	5	7	9	10	8	9	4	7	10	11	10	9	9	7	6	5	11	(計)220	(計)169	(計)109
		4	2	3	2	4	2	3	5	3	7	8	5	5	3	3	5	4	8	6	2	1	3	4	3	4	4	7	1	109	139	130
		3	0	0	1	0	0	0	1	0	2	1	3	1	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1	1	2	1	1	20	39	64
		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	3	9
	※項目の詳細はⅡ項目別評価結果	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
		平均	4.8	4.8	4.7	4.7	4.8	4.8	4.5	4.8	4.5	4.2	4.2	4.5	4.6	4.8	4.6	4.7	4.2	4.5	4.7	4.8	4.8	4.7	4.6	4.3	4.2	4.3	4.8	4.6	4.3	4.1

Ⅱ　項目別評価結果

※ 評価基準　5：かなり上回る　4：やや上回る　3：標　準　2：やや下回る　1：かなり下回る

大項目	中項目	小項目	評価の基準	各小項目別市評価結果 1 阿賀北	2 くずつか	3 上土地亀	4 山の下	5 木戸・大形	6 石山	7 関屋・白新	8 ふなえ	9 宮浦東新潟	10 姥ケ山	11 大江山・横越	12 かめだ	13 曽野木両川	14 にいつ日宝町	15 新津	16 こすど	17 しろね北	18 しろね南	19 あじかた	20 小新・小針	21 坂井輪	22 黒埼	23 赤塚	24 西川	25 中の口潟東	26 巻	27 岩室	平均	H21年度平均	H20年度平均
Ⅰ運営体制	1地域包括支援センター業務推進体制	1）平成23年度地域包括支援センターの「事業計画」が適切に作成されている。	「3」＝市が事業計画作成において指示した5項目の内容にそって、事業計画が作成されている。 1．総合相談支援業務　：　①ワンストップサービスの拠点　②継続的・専門的相談支援 2．権利擁護業務　：　①権利擁護等の活用支援　②高齢者虐待への対応（市との連携含む） 3．包括的・継続的ケアマネジメント支援業務： ①ケアマネジャーへの個別支援、相談業務 ②包括的・継続的なケア体制の構築業務 ③ケアマネジメントの連携 4．介護予防ケアマネジメント業務： ①特定高齢者決定作業　②一次アセスメント　③介護予防プラン作成 ④事業実施　⑤評価　⑥特定高齢者の管理と支援 5．地域での他機関連携：　①圏域のネットワーク構築と活用　②担当圏域高齢者ケア会議の開催 ③地域の情報提供と活用 「4」＝実施する活動と各項目での目標又は活動全体をみる視点での目標を設定している 「5」＝各項目（又は活動全体を見る視点）での目標に加え、活動内容が具体的である（例：PRする。ではなく、医療機関と茶の間へのチラシ配布と説明。等） 「2」＝5項目中、1項目について内容が不十分である 「1」＝5項目中、2項目について内容が不十分である	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	4	4	5	5	5	5	4	5	3	4	5	4.6	4.4	4.0
		2）平成22年度地域包括支援センターの「事業報告」が適切に作成されている。	「3」＝市が事業報告作成において指示した5項目の内容（上記と同様）にそって、事業報告が作成されている。 「4」＝計画した活動及び目標に対する達成状況が明記されている 「5」＝課題、今後の取り組み方針等に言及している項目がある 「2」＝5項目中、1項目について内容が不十分である 「1」＝5項目中、2項目について内容が不十分である	5	5	5	5	5	5	4	5	4	4	3	4	5	5	4	5	4	4	5	5	5	5	4	5	4	4	5	4.6	4.4	3.8
		3）三職種の連携が適切に行われている。	「3」＝相談記録等のﾌｧｲﾙ保管場所が共有され、情報共有が適切にできている。 ・担当者でないとわからない状況ではなく、誰でも情報が共有できる状態となっている。 「4」＝支援・対応での連携を図るための取り組みをしている。（内容は特記に記載すること） 「5」＝支援・対応での連携を図るための特別な取り組みをし、客観的な効果がある。（内容は特記に記載すること） 「2」＝書類保管場所は一緒だが、様式が不統一、書類が不足する等の不適切さがある 「1」＝担当者だけで書類も内容も抱え込んでおり、他職員がわからない	5	5	5	5	5	4	4	5	5	4	4	5	5	5	4	5	4	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5	4.7	4.4	4.1
		4）個人情報の取り扱いを適切に行っている。	「3」＝ 国の「地域包括支援センター業務マニュアル」（P19～21）にある個人情報保護に関する事項（職員の守秘義務、個人ﾌｧｲﾙ保管庫の施錠、包括システム操作の限定、個人情報保護）にそって適切に行っている。 ・適切とは、以下の4項目を行っていることとする。 ① 守秘義務（介護保険法第115条の39第5項） ② 包括システム使用はID所有者のみ ③ 個人ファイルを作成し、鍵のかかる書棚に保管（事務室の施錠でも可） ④ 個人情報提供の同意を書面でとっている（包括のみの情報保有に留まる場合、個人情報保護法上の同意なく個人情報を提供できる場合を除く） ＊個人情報の同意書に関しては、市マニュアル（業務委託編）P11～14参照 「4」＝法人として個人情報保護に関するマニュアルを整備している 「5」＝「4」に基づいた定期的な研修会が行われている 「2」＝4項目のうち、1項目の実施が不十分である 「1」＝4項目のうち、2項目の実施が不十分である	4	4	5	5	4	5	4	5	4	4	3	4	4	5	4	4	4	4	5	4	4	4	4	4	5	4	5	4.3	4.4	4.3
		5）職員の資質向上に対する取り組みを適切に行っている。	「3」＝市研修、県研修、国の研修等の機会に、原則として参加している。 「4」＝「3」以外の研修への参加又は法人や事業所内部の研修のいずれかがある 「5」＝「3」以外の研修への参加及び法人や事業所内部の研修の両方がある 「2」＝各職員の研修の機会が1回もない者がいる 「1」＝基本的に研修の機会がない	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	4.9	4.7	4.6

大項目	中項目	小項目	評価の基準	1 阿賀北	2 くずつか	3 上土地亀	4 山の下	5 木戸・大形	6 石山	7 関屋・白新	8 ふなえ	9 宮浦東新潟	10 姥ケ山	11 大江山・横越	12 かめだ	13 曽野木両川	14 にいつ日宝町	15 新津	16 こすど	17 しろね北	18 しろね南	19 あじかた	20 小新・小針	21 坂井輪	22 黒埼	23 赤塚	24 西川	25 中の口潟東	26 巻	27 岩室	平均	H21年度平均	H20年度平均
Ⅱ総合相談支援業務	2総合相談支援業務体制	6）ワンストップサービスの拠点としての役割を適切に実施している。	「3」＝地域包括支援センターの役割のPR，実態把握，相談件数状況等において，以下の①～⑥のうち3項目を実施できている。 ①民生委員やケアマネジャー、医療機関等への継続した地域包括支援センターのPRを実施している。（同じ対象に2回以上） ②高齢者が参加する場での継続したPRを実施し（2回以上）、相談件数も増加している。 ③支援を要する高齢者を見出すための個別訪問をしている。 ④支援を要する高齢者を把握するための情報把握をしている。（茶の間等高齢者の集まる場への参加，近隣住民からの情報把握等） ⑤支援関係機関，団体の把握ができている。（社会資源マップ，一覧等） ⑥ネットワークを活用した相談又は高齢者や家族からの相談が増えた。（民生委員からの相談が増えた。病院からの相談が増えた。相談件数が増えた等） 「4」＝4項目を実施している。 「5」＝5項目以上，実施している。 「2」＝2項目の実施である。 「1」＝1項目の実施である。	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	4	3	4.8	4.4	3.8
		7）継続的・専門的相談支援を適切に行っている。	「3」＝相談者の状況把握を行い、個々の支援方針・支援内容を検討し適切なサービスや制度につないでおり、記録してある。 「4」＝継続的支援を実施する中で、高齢者への支援方針、内容が明確。他機関へつなぐ場合の、課題、支援方針が明確になっている。（権利擁護以外の一般ケース） 「5」＝「4」に加え、他機関へつないだ後のフォローが実施されている（権利擁護以外の一般ケース） 「2」＝支援内容はあっても、把握した情報からの課題、判断の記録がない。 「1」＝支援内容、課題、判断の全てに不足している。	4	5	3	4	5	4	5	4	5	3	4	4	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	4	4	5	4.5	4.1	3.8
Ⅲ権利擁護業務	3権利擁護業務体制	8）権利擁護についての啓発を適切に行っている。	「3」＝権利擁護に関すること（高齢者虐待防止、成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用、消費者被害防止等）について、既存のリーフレットやマニュアルを使用し地域での啓発を実施している。 「4」＝権利擁護に関する啓発のため、いくつかの取り組みを行っている。（内容は特記に記載すること） 「5」＝権利擁護に関する啓発のための特別な取り組みを行っている。（内容は特記に記載すること） 「2」＝権利擁護に関する周知を他機関と共催で実施したことがある。 「1」＝全く実施していない	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	5	4	5	5	5	4	5	5	5	5	5	4.8	4.1	4.6
		9）高齢者虐待対応において、関係機関と連携し支援を行うための適切な体制が整っている。	「3」＝社会福祉士を中心としながらも職員間の協力体制があり、休日・夜間対応のための24時間連絡体制がある。 ・体制とは，次の2点をいう ①社会福祉士を中心とし職員間で協力しての支援を実施している。 ②休日・夜間対応のための24時間連絡体制がある。 「4」＝①、②を明確にして、必要な機関（行政含む）へ周知している。 「5」＝積極的に一般市民はじめ多方面に周知している。 「2」＝①又は②のいずれかが不十分である。（内容は特記に記載すること） 「1」＝①及び②とも不十分である。（内容は特記に記載すること）	5	5	5	4	5	5	4	4	4	4	4	5	5	4	5	4	4	4	5	5	4	5	5	5	4	4	5	4.5	4.4	4.0

大項目	中項目	小項目	評価の基準		各小項目別市評価結果																														
					1 阿賀北	2 くずつか	3 上土地亀	4 山の下	5 木戸・大形	6 石山	7 関屋・白新	8 ふなえ	9 宮浦東新潟	10 姥ケ山	11 大江山・横越	12 かめだ	13 曽野木両川	14 にいつ日宝町	15 新津	16 こすど	17 しろね北	18 しろね南	19 あじかた	20 小新・小針	21 坂井輪	22 黒埼	23 赤塚	24 西川	25 中の口潟東	26 巻	27 岩室	平均	H21年度平均	H20年度平均
Ⅳ包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	4ケアマネジャー個別支援・相談業務	10）地域のケアマネジャーに対する個別支援を適切に行っている。	「3」＝以下の①～⑧のうち、5項目該当 ・個別支援としての8項目のうち、5項目を実施している。 ・国の「地域包括支援センター業務マニュアル」第4章第3節「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」P99～P111参照。 「4」＝6項目該当　「5」＝7項目以上該当　「2」＝①～⑧のうち、4項目該当　「1」＝3項目以下該当																																		
			①相談窓口を明確にしている	相談受付と対応方法についてケアマネジャーに周知している。	5	5	4	5	5	4	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5	3	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5	4.8	4.7	4.4
			②支援困難事例を抱えるケアマネジャーへの相談対応を実施	支援困難事例についての相談に対して地域包括支援センター職員が協力して助言し、記録している。また必要な他機関へのつなぎを支援し、記録してある。																																
			③個別事例のサービス担当者会議への出席、助言を実施	ケアマネジャーが実施するサービス担当者会議に出席し、ケアマネジャーが高齢者の個々状態に対応したプラン作成ができるような助言とチームケア実施への助言を行う。また、会議参加者についての助言を行う。（記録をしてあること）																																
			④質の向上のための研修を実施	ケアマネジャーの質の向上のための勉強会や研修を実施。																																
			⑤ケアプラン作成指導等を通じたケアマネジャーのケアマネジメントの指導を実施	個々の相談、事例検討会開催、再委託の予防ケアプラン点検等を通して、ケアマネジメントの助言、自立支援のプラン作成への助言を実施し記録してある。																																
			⑥ケアマネジャー同士のネットワーク構築に対する支援を実施	地域包括支援センターがケアマネジャーのすべての相談を受け止めるのではなく、圏域のケアマネジャー同士がつながり、悩みを話し合い、協力して業務を進めていくための場や機会づくりを行う。又はつながるきっかけづくりを行っている。																																
			⑦ケアマネジャーへの情報提供を実施	地域の社会資源や他での事例等の情報提供を実施。 （例：市の制度・情報、国の制度や改正に関する情報、介護保険サービス事業者状況、介護保険外事業者状況、地域の自主活動、研修情報、医療情報、地域行事等の地域情報等）																																
			⑧ケアプランの趣旨に基づいてサービスが提供されるよう、居宅サービス事業所等への研修等の働きかけを実施	介護保険サービス事業者のサービス提供がケアプランと連動し目標達成を実現するものになるよう、個々事業者の勉強会開催支援を実施。又は、サービス事業者を対象とした学習会を実施。																																
	5包括的・継続的ケアマネジメント体制構築業務	11）地域の包括的・継続的なケアを可能にするための体制づくりを適切に行っている。	「3」＝以下の①～⑧のうち、5項目該当 ・体制構築としての8項目のうち、5項目を実施している。 ・国の「地域包括支援センター業務マニュアル」第4章第3節「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」P99～P111参照。 「4」＝6項目該当　「5」＝7項目以上該当　「2」＝①～⑧のうち、4項目該当　「1」＝3項目以下該当																																		
			①圏域ケア会議（名称は問わないが、地域の関係者が参加し包括支援センターが主催で開催するもの）の開催が年1回はある	ケアマネジャーと関係機関との連携・協働できる環境を整え、連携・協働体制を構築する。	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	5	3	4	5	5	5	4	5	3	5	5	5	5	3	2	3	5	4.4	4.1	3.8
			②ケアマネジャーと医療機関との連携がとりやすくするための取り組み 例：地域の医師会へケアマネジャーの役割説明、主治医が連絡し　やすい方法・時間帯の調査とケアマネジャーへの情報提供、医師連絡時の様式作成、医師会との意見交換会開催等）	在宅を継続する高齢者のため、主治医、医療機関とケアマネジャーとの連携を支援する場、環境、方法等の設定。																																
			③ケース検討会の開催が年1回はある	事例検討を通してケアマネジャーへの助言をはじめとして関係者が連携して役割を発揮していく関係づくり、事例からの地域の課題を見る等を行う。																																
			④地域にあるインフォーマルサービスの情報整理と随時の見直し	地域によって異なるインフォーマルサービスの情報をファイリングしてあり、ケアマネジャーへの情報提供と自らのケアマネジメントに活用できる。																																
			⑤民生委員とケアマネジャーの連携支援	民生委員とケアマネジャーとの連携ができるための関係づくりのために、顔合わせの場の設定や相互の役割を周知する等																																
			⑥サービス担当者会議開催支援 例：関係機関にサービス担当者会議の理解を図る、会議開催時の連絡方法やルールつくり等	サービス担当者会議に必要者が参加し、チームケアが実施できるような支援を行う。 （例：関係機関にサービス担当者会議の理解を図る、会議開催時の連絡方法やルールつくり等）																																
			⑦入退院時のケアマネジャーと医療機関との連絡、ケース検討実施への支援	入退院する高齢者のため、継続した支援が行われるよう、ケアマネジャーと医療機関との連携を支援する。（主治医との連絡や病院ﾜｰｶｰとの連携、ケース検討実施支援等）																																
			⑧サービス提供する介護保険事業者とケアマネジャーとの連携支援	・サービス事業者の情報を把握し、ケアマネジャーへ情報提供。 ・ケアプラン作成と事業者の援助計画とのやりとりが相互に実施される決まりづくり。 ・目標達成を評価していける個別性ある内容と評価実施の助言等。																																

大項目	中項目	小項目	評価の基準		各小項目別市評価結果																																
					1 阿賀北	2 くずつか	3 上土地亀	4 山の下	5 木戸・大形	6 石山	7 関屋・白新	8 ふなえ	9 宮浦東新潟	10 姥ケ山	11 大江山・横越	12 かめだ	13 曽野木両川	14 にいつ日宝町	15 新津	16 こすど	17 しろね北	18 しろね南	19 あじかた	20 小新・小針	21 坂井輪	22 黒埼	23 赤塚	24 西川	25 中の口潟東	26 巻	27 岩室	平均	H21年度平均	H20年度平均
Ⅴ介護予防ケアマネジメント業務	6 特定高齢者に関するケアマネジメント業務	12）特定高齢者の介護予防の実践について適切な支援を行っている。	「3」＝以下の①～⑥のうち、4項目該当 「4」＝①～⑥のうち、5項目該当 「5」＝6項目該当 「2」＝①～⑥のうち、3項目該当 「1」＝2項目以下該当																																			
			①生活機能評価に関する受診勧奨の実施	特定高齢者の把握のための生活機能評価受診を高齢者に勧めている。																																		
			②生活機能評価に関する啓発活動の実施	生活機能評価の目的や内容、必要性（介護予防について含む）等についての啓発を高齢者及び地域住民に対して実施する。																																		
			③特定高齢者決定者のうち、事業参加者数が増加している	特定高齢者が事業参加により介護予防を図ることが重要である。事業参加者数が増加している。																																		
			④マニュアルにそったケアマネジメント、介護予防ケアプラン作成、評価の実施	国の「地域包括支援センター業務マニュアル」第5章第2節「介護予防ケアマネジメントのすすめ方」P149～162参照。 1. アセスメント ・生活機能評価等の情報、高齢者及び家族との面接から、支援ニーズを特定し、課題を分析する。 ・生活機能評価未受診者には、受診をすすめる。 2. 介護予防ケアプラン作成 ・高齢者及び家族と面接しながら、「目標、具体策、利用介護予防事業」を決定 ・家族や事業実施担当者と共通認識を図る。 ・サービス担当者会議を必要時開催する。 3. モニタリングと評価 ・高齢者の日常生活能力、家族、環境等の変化によって課題が変化していないかを継続的に把握し、介護予防ケアプランどおり実行できているかを把握。 ・事業実施担当者からの参加状況・事業参加の評価を受け、効果の評価を行う。その結果で、次の生活について助言する。	5	4	4	4	4	5	3	5	4	4	3	4	3	4	4	5	4	4	4	3	4	4	3	2	3	4	4	3.9	3.7	3.8
			⑤決定者で事業参加者の継続支援	介護予防事業を利用した特定高齢者の評価を継続して実施。																																		
			⑥決定者で事業利用ない場合の継続支援	介護予防事業の利用がない特定高齢者に対する継続した支援（セルフプラン、介護予防の助言等）を実施。また、その中で特定高齢者として継続するかの評価を実施。																																		

大項目	中項目	小項目	評価の基準		各小項目別市評価結果																														
					1 阿賀北	2 くずつか	3 上土地亀	4 山の下	5 木戸・大形	6 石山	7 関屋・白新	8 ふなえ	9 宮浦東新潟	10 姥ケ山	11 大江山・横越	12 かめだ	13 曽野木両川	14 にいつ日宝町	15 新津	16 こすど	17 しろね北	18 しろね南	19 あじかた	20 小新・小針	21 坂井輪	22 黒埼	23 赤塚	24 西川	25 中の口潟東	26 巻	27 岩室	平均	H21年度平均	H20年度平均
Ⅵ地域での他機関連携	7地域での包括支援ネットワーク構築	13）総合相談や包括的・継続的支援のための圏域のネットワーク構築とその活用をすすめている	「3」＝以下の①～⑧のうち、5項目該当 ・市や地域の保健・医療・福祉関係機関、地域のインフォーマルサービスなど様々な社会資源が有機的に連携し合うような「地域包括支援ネットワーク」を構築するための関係づくりと継続性の維持に取組んでいるかどうか、8項目をみる。 そのうち5項目を実施している。 「4」＝①～⑧のうち、6項目該当 「5」＝7項目以上該当 「2」＝①～⑧のうち、4項目該当																																		
			①地域包括支援センターの役割のPR	地域包括支援センターの役割を地域の住民、他機関へPRしている。	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	4	4	5	5	4.8	4.5	4.3
			②圏域高齢者ケア会議の開催	地域の保健・医療・福祉関係機関、地域のインフォーマルサービス等が参集しての顔の見える関係づくりとして「圏域高齢者ケア会議」を開催し、事例検討や地域の課題・取り組み等を検討。																																
			③地域の民生委員との関係づくり	高齢者に関する問題の早期発見・見守り等を可能にしていくために、相談協力員である民生委員との関係づくりを実施。																																
			④地域の老人会、自主活動、ボランティア等の団体・組織との関係づくり	地域の団体・組織と地域包括支援センター、相互の活動を相互に理解し合うために、担当者や代表者との情報交換、その活動の場への訪問等を実施。																																
			⑤自治会、コミュニティとの関係づくり	高齢者が生活する地域である自治会又はコミュニティに対し、圏域における高齢者支援の課題や取り組みの理解を図り、住民同士の互助・共助の啓発の働きかけを実施。																																
			⑥地域の課題を検討し整理している	地域の状況と課題の整理、及び地域包括支援センターが行うこと、他機関が行うこと、ネットワークの中で行うことの整理を行い、地域包括支援センターの活動計画に反映している。																																
			⑦介護予防の啓発活動の実施	高齢者及び地域住民に対して介護予防に関する啓発を実施。																																
			⑧介護保険サービス事業者相互のネットワークづくり支援	介護保険サービス事業者が相互連携のため、情報交換やサービスの質向上のための研修、話し合い等が行えるような、場づくり、しくみづくりを実施。																																
市評価の項目評価平均					4.8	4.8	4.7	4.7	4.8	4.8	4.5	4.8	4.5	4.2	4.2	4.5	4.6	4.8	4.6	4.7	4.2	4.5	4.7	4.8	4.8	4.7	4.6	4.3	4.2	4.3	4.8	4.6	4.3	4.1